

町政を問う

町の「福祉事務所」……4月スタート ……“職員体制”とプライバシーの確保を！



新設となった福祉事務所



勝部 俊徳

この四月スタートする町福祉事務所新設の町長の考え方について

勝部 母子福祉など福祉の全般に渡る福祉行政を扱う「福祉事務所」の開設にあたり、町長の認識と見解について伺う。

町長 これは、「給付」

を中心としたものであり、基本的に県の仕事で

ある。町は、任意設置である。このたびの設置は、身近な相談や就労など、よりきめ細やかな対応を町としてやっていきたい。給付事業と組み合わせて努力していきたい。

福祉保健課長 「社会福祉士」などの職員体制は？
勝部 プライバシー保護や職員のローテーションは？

町長 担当課長を充て、職員七名、嘱託一名、母子自立支援員一名の計九名体制。
勝部 相談者のプライバシー保護と職員のローテーションについて伺う。

町長 プライバシー保護流入観光を発展させたい。
勝部 商工観光課を昇格、独立させた意義を伺う。

町長 固定した技術職員配置の必要性はない。
福祉保健課長 保健指導もプログラム終了者のア

勝部 四十代、五十代の受診率は、十%しかない。「健康づくり特区」や保健士（一名増員）、栄養士とのタイアップで、町民の健康づくりと国保財政の安定を図るべきではないか。

勝部 このたびの東北関東大震災があつたからいうわけではないが、今後の「防災まちづくり」も検討すべきではないか。

町長 個別事項について討すべきではないか。

勝部 このたび個人指導に移行した。町総合計画の中で、防災まちづくりの観点を、今後、検討すべきではないか。

「健康づくり特区」「みんなの健康アップを！」

福祉保健課長 集団から個別保健指導で対応

防災まちづくりを！

町長 個別事項で対応



岸本駅前の待合施設（バスや日交タクシーなど）